

契約情報

1. 発注機関 危機管理政策課
2. 工事（委託）名 岐阜県防災交流センター西側空調機修繕工事1期
3. 施工場所 防災交流センター
4. 工事（業務）種別 機器設置工事
5. 随意契約理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当することから、随意契約とした。

1. 契約業者名	岐阜県ビルメンテナンス協同組合
2. 契約業者住所	岐阜市六条南2丁目13番2号
3. 施工期間	平成26年5月13日～平成26年5月19日
4. 契約金額（税込み）	592,758円
5. 工事概要	防災交流センター西側空調機修繕

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>今回の契約は、平成26年5月12日に防災交流センターに設置されたサーバールーム空調機2基が故障したため、当該空調機の修繕工事業務を行うものである。</p> <p>サーバールームには、県の主要システム（総合財務会計システム、税務システム、人事給与システム等）が設置されており、正常に稼働するため、常時適正に室温管理を行っており、室温の上昇などによりサーバが故障するような事態となれば、県行政に多大な影響を及ぼすこととなるため、早急に空調機の修繕を行う必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>岐阜県ビルメンテナンス協同組合は、防災交流センターの設備保守点検業務を受託し、当該空調機の構造、状態に精通し、早急な修繕が可能と思料され、かつ、過去に防災交流センターで発生した空調機の修繕を適切かつ迅速に行った実績があるため選定する。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。